

機械警備業務仕様書

この仕様書は、三原市（以下「発注者」という。）が永年保存文書庫（旧八幡幼稚園）（以下「施設」という。）の休日、夜間等における防犯等に関する管理業務を機械警備業者（以下「受注者」という。）に委託して行う場合の概要を示すものである。

1 業務対象施設

機械警備業務を実施する施設は次のとおりである。

名称 永年保存文書庫（旧八幡幼稚園）

住所 三原市八幡町宮内 277 番地

2 業務実施期間

この業務の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

3 業務目的

この業務は、施設の不法侵入、盗難等の不良行為の予防、早期発見及び拡大を防止し財産の保全を図るとともに、施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

4 警備方法

機械警備（異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた警備とする。）

5 業務内容

(1) 防犯警備業務

(2) 異常事態感知時の処置業務（急行させた警備員による現地確認、発注者が指定する緊急連絡先への連絡、関係機関への通報等）

(3) 警備実施事項の報告業務

(4) 設置機械の保守点検業務（年 1 回以上実施）

6 機械警備担当時間

警備開始時から警備解除時までとする。

7 機械警備実施時間

機械警備の実施時間は、機械警備担当時間内において施設が無人の状態にあるときとする。施設の最終退去者が警備業務用機械装置を作動させ、受注者の機械警備に係る受信機器を設置する施設（以下「基地局」という。）が、施設からの同装置作動開始の信号を受信したときより開始し、施設の最初の入室者が同装置の作動を解除し施設からの同装置作動解除の信号を受信したときに終了するものとする。

8 機械警備装置

(1) 機械警備装置は、以下の機能を有するものとする。

ア 施設内への侵入者を感知し、表示する機器

イ 機械警備装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を感知する機器

ウ 警備開始及び解除の操作を一斉に行う機器（施設の職員が最終的に入退去する出入口に設置できるもの。）

エ 施設での異常信号を基地局に自動的に送信する機器

オ 警備機器の総括制御を行う機器

(2) 機械警備装置の設置及び管理

ア 機器の設置位置等は別添の図面を参照のこと。なお、設置に当たっては、施設の実情を十分考慮し、発注者と事前に協議及び調整の上行うものとする。

イ 受注者は、機械警備装置の正常な機能を維持するため、年 1 回以上の保守点検を実施し、正常作動の確認を行うものとする。なお、万一故障した場合においては、

遅滞なく復旧等の警備上の安全措置を講ずるものとする。

ウ 警備開始及び解除の操作を一斉に行う機器の操作にカード等が必要な場合は、事前に発注者と協議の上、機械警備業務開始の前日までに必要枚数を、発注者へ交付するものとする。なお、このカード等の作成・交付に係る費用は、全て受注者の負担とする。ただし、職員、使用者等の紛失や毀損による場合は、この限りでない。

(3) 機械警備装置の所有権

ア 施設に設置する機械警備装置は受注者の所有とし、その維持管理は、全て受注者の負担において行うものとする。

9 機械警備業務の体制

(1) 受注者は、機械警備実施時間中、基地局において受信機器により施設の異常の有無を間断なく監視し安全を確保するものとする。

(2) 受注者は、業務上必要な知識、経験および技能を有する警備員および業務従事者を以って業務に当たるものとする。

10 異常事態等の発生時の対応

(1) 受注者は、施設に異常が発生したことを感知したときは、直ちに警備員を施設に急行させ、異常事態の有無を確認する。

(2) 前号による確認の結果、異常を認めた場合は、事態の拡大防止のための迅速かつ適切な措置を講じるとともに、発注者の指定する連絡先へ連絡し、必要に応じて警察、消防等の関係機関へ通報する。

11 鍵の預託

(1) 発注者は、機械警備業務に必要な鍵を、受注者に預託し、受注者は厳重にこれを管理するものとする。

(2) 鍵の授受は、機械警備開始の初日までに行うものとし、その際、受注者は発注者に対し預り証を交付するものとする。

(3) 受注者は、機械警備業務を遂行する目的以外に鍵を使用してはならない。また、鍵を他人に譲渡し、貸与し、又は質入してはならない。

(4) この委託業務が終了し、解除し、又は解約したときは、受注者は速やかに鍵を返還しなければならない。

12 報告

(1) 月次報告

受注者は、警備担当時間内における毎月ごとの警備結果について、警備結果報告書を作成し、翌月の10日（当該日が休日等に該当する場合は、その直前の休日等でない日とする）までに提出するものとする。

(2) 異常事態発生時処置報告

異常事態等が発生したときは、その処置経過について、処置後速やかに書面により報告を行うものとする。

(3) 保守点検報告

保守点検を実施したときは、実施後速やかに保守点検報告書を作成し提出するものとする。

13 権利譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は業務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の文書による承諾を受けた場合は、この限りでない。

14 守秘義務

受注者は、業務の遂行に当たり本業務により知り得た情報等について外部に漏洩したり、他の目的に利用してはならない。なお、この契約が解除又は解約された場合及び契

約が終了した後においても同様とする。

15 費用負担、増改築等

- (1) 施設への機械警備装置の設置、撤去に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (2) 施設から基地局へ警報信号を送る通信回線及び通信回線費用は受注者の負担とする。
- (3) 業務実施期間開始後、施設の改修工事等による一時的な機械警備装置の撤去、再設置に係る費用は、別途発注者と受注者とで協議するものとする。

16 その他

- (1) 契約実施期間の初日又は最終日において、他の警備業者から業務を引継ぐ場合、又は引渡す場合には、相互に協力の上トラブルの未然防止を図り、円滑かつ確実な引継ぎ（機械警備装置の迅速な撤去又は設置を含む）を行うものとする。
- (2) 機械警備業務の実施に当たり、この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者とで協議するものとする。